

令和 5 年度

監 査 集 録

大 和 市 監 査 委 員

ま え が き

令和5年度の監査については、大和市監査基準に準拠して実施し、その結果については、地方自治法の定めるところによりその都度、市長、市議会議長、その他関係機関に報告し、公表してきました。

また、財務監査（定期監査）と並行し、現金を金庫等で保管することによるさまざまなリスクを減らすため、令和4年度に引き続き「現金の取扱いについて」を行政監査の対象事務としました。

つきましては、これらの中から財務監査（定期監査）、行政監査、財政援助団体等の監査の結果を集録しましたので、事務事業の執行の際に参考とされますようお願いいたします。

監査の結果は、全般的におおむね適正と認められましたが、一部の事務処理には適正を欠く事項も見受けられました。今後の予算執行及び事業の管理については、一層の適正化・効率化に取り組み、市民福祉の増進に努められることを要望します。

令和6年4月

大和市監査委員 佐 藤 光 徳

大和市監査委員 古 木 邦 明

目 次

第 1	財務監査（定期監査）の対象	1
第 2	財務監査（定期監査）の実施	1
1	監査の実施方針	1
2	監査実施期間	1
3	監査委員	1
第 3	財務監査（定期監査）の結果	2
1	監査の結果	2
2	指摘事項	3
3	報告事項	6
4	改善事項	9
5	総 括	9
6	各部局の財務監査（定期監査）結果	
○	市長室（令和 5 年 4 月 27 日）	10
○	政策部（令和 5 年 4 月 27 日）	11
○	消防本部・消防署（令和 5 年 4 月 27 日）	11
○	総務部（令和 5 年 5 月 30 日）	12
○	市立病院（令和 5 年 6 月 29 日）	13
○	環境施設農政部（下水道事業会計分）（令和 5 年 7 月 28 日）	14
○	こども部（令和 5 年 9 月 27 日）	15
○	小学校・中学校（令和 5 年 10 月 30 日）	15
○	教育部（令和 5 年 10 月 30 日）	16
○	会計課（令和 5 年 11 月 28 日）	17
○	健康福祉部（令和 5 年 11 月 28 日）	17
○	街づくり施設部（令和 5 年 12 月 26 日）	18
○	選挙管理委員会事務局（令和 5 年 12 月 26 日）	19
○	市民経済部（令和 6 年 1 月 30 日）	20
○	文化スポーツ部（令和 6 年 2 月 27 日）	21
○	農業委員会事務局（令和 6 年 3 月 25 日）	21

○ 環境施設農政部（一般会計分）（令和 6 年 3 月 25 日）	2 2
資料 令和 5 年度財務監査（定期監査）における項目別指摘事項一覧	2 4
第 4 行政監査	2 5
第 5 財政援助団体等監査	2 7
1 補助金交付団体	2 7
2 指定管理者	2 8

第 1 財務監査（定期監査）の対象

財務監査（定期監査）は、これまで市の機関の全ての部局を対象としてきたが、財政援助団体等の監査を充実するため、令和 4 年度から総務担当課と監査委員が必要と判断した課以外は、原則として隔年の実施（行政委員会等も同様）とした。

その結果、令和 5 年度財務監査（定期監査）の対象は、市機関 16 部局の 57 課等である。

第 2 財務監査（定期監査）の実施

1 監査の実施方針

令和 5 年度の財務監査（定期監査）の執行にあたっては、監査基準に基づき定められた監査計画における基本方針のもと、効率的かつ効果的に行うよう常に心がけ実施した。

また、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、合理性、正確性、安全性を主眼に検証を行うとともに、事務事業がそれぞれ計画のもと適切な内容、規模をもって経済的、効率的に管理運営がなされているか、事務執行が適正になされているかについて検証した。

2 監査実施期間

令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで

3 監査委員

佐 藤 光 徳（令和 3 年 6 月 3 日就任）【識見委員】

山 田 己智恵（令和 4 年 5 月 10 日就任）【議選委員】
（令和 5 年 5 月 3 日退任）

古 木 邦 明（令和 5 年 5 月 12 日就任）【議選委員】

なお、古木邦明監査委員は、直接の利害関係がある事務について、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥した。

第3 財務監査（定期監査）の結果

1 監査の結果

令和5年度の監査の結果（文書指導事項）は、指摘事項10件、報告事項107件、改善事項0件であった。前年度との比較は以下の表のとおりである。

（監査結果）

事項 \ 年度	令和5年度 監査（件数）	令和4年度 監査（件数）	比較 （件数）
指摘事項	10	17	△7
報告事項	107	129	△22
改善事項	0	3	△3

監査の結果における判定にあたっては、別表の処理基準に基づいて決定した。

（最終改正・令和2年4月）

（別表）

監査結果処理基準（監査事務処理要領抜粋）

区分	内 容	公表の有無
指摘	次のいずれかに該当すると認められる事案 ① 法律に違反すると認められるもの ② 予算目的に反していると認められるもの ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められるもの ④ 事務処理等が適切を欠くと認められるもの ⑤ 前回までの監査で報告事項又は注意事項となっているものであって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの	公表する
報告	指摘事項の①から④までに掲げる事案のうち、次のいずれかに該当すると認められるもの（ただし、市に実損を生じさせたものを除く） ア 過誤の金額が1万円未満のもの（単純な計算誤り等その原因が軽易なものに限る。） イ 調定時期、支払時期等の遅延が3ヶ月以内のもの ウ その他事務処理の誤り等の程度が上記に類すると認められるもの	公表しない
改善	次のいずれかに該当すると認められる事案 ア 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められるもの イ 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められるもの	

2 指摘事項

令和５年度の指摘事項は１０件で、前年度に比べ７件（４１．２％）減少している。

項目別の内訳をみると、件数が多いものはその他の事務で１０件である。指摘事項の主な内容は、調定の遅延や誤りによるものである。

指摘事項を部局別にみると、最も多かったのは総務部と選挙管理委員会事務局の３件であり、前年度に比べ、総務部は１件増加し、選挙管理委員会事務局は皆増となっている。また、次に多かったのは市立病院の２件である。なお、詳細については、２３、２４ページに項目別指摘事項一覧を掲載しているので、ご参照いただきたい。

（１）項目別年度内訳

年 度 項 目	令和５年度監査		令和４年度監査		対前年度比較	
	件数	構成率	件数	構成率	比較増減	増減率
予 算 執 行 事 務	件 0	% 0.0	件 1	% 5.9	件 △1	% 皆減
収 入 調 定 事 務	0	0.0	8	47.1	△8	皆減
契 約 事 務	0	0.0	4	23.5	△4	皆減
財 産 管 理 事 務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
備 品 管 理 事 務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
補助金等交付事務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
諸手当等の支給事務	0	0.0	1	5.9	△1	皆減
行政財産の貸付・ 目的外使用許可事務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
そ の 他	10	100.0	3	17.6	7	233.3
計	10	100.0	17	100.0	△7	△41.2

（注）構成率等については、四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

(2) 部局別年度内訳

監 査 対 象 部 局	令和 5 年度監査			令和 4 年度監査		
	対象課等の数	指摘事項のある課の数	件数	対象課等の数	指摘事項のある課の数	件数
市 長 室	3	0	0	2	1	4
政 策 部	3	0	0	3	0	0
総 務 部	5	2	3	5	1	2
市 民 経 済 部	4	1	1	4	1	1
環 境 施 設 農 政 部	8	0	0	6	2	3
健 康 福 祉 部	5	0	0	5	2	2
こ ど も 部	2	0	0	3	1	1
文 化 ス ポ ー ツ 部	3	0	0	3	2	2
街 づ く り 施 設 部	5	0	0	3	1	1
会 計 課	1	0	0	-	-	-
公 平 委 員 会 事 務 局	-	-	-	1	0	0
議 会 事 務 局	-	-	-	1	0	0
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	1	1	3	1	0	0
監 査 事 務 局	-	-	-	1	0	0
農 業 委 員 会 事 務 局	1	0	0	-	-	-
教 育 部	3	1	1	4	0	0
小 学 校 ・ 中 学 校	7	0	0	7	0	0
消 防 本 部 ・ 消 防 署	3	0	0	4	0	0
市 立 病 院	3	1	2	3	1	1
計	57	6	10	56	12	17

(注) 表中の「-」は監査未実施の部局である。また、小学校・中学校については、対象とした学校の数である。

(3) 部局別項目別件数内訳（令和5年度監査）

項 目 部 局	予 算 執 行 事 務	収 入 調 定 事 務	契 約 事 務	財 産 管 理 事 務	備 品 管 理 事 務	交 補 付 助 事 金 務 等	支 諸 給 手 当 等 の 務	行政財産の貸付・目的外使用許可事務	そ の 他	計
市長室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政策部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務部	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
市民経済部	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
環境施設農政部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康福祉部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
こども部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化スポーツ部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
街づくり施設部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
議会事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
監査事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育部	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
小学校・中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防本部・消防署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市立病院	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
計	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10

3 報告事項

令和５年度の報告事項は１０７件で、前年度に比べ２２件（１７．１％）減少している。

項目別の内訳をみると、件数が多いものはその他の事務が５１件、契約事務が１６件である。報告事項の主な内容は、事務処理にあたり必要な書類の提出を受けていないものが４２件、調定書、契約関係書類等に決裁がないものや、公印使用承認欄に押印がないものが２２件であった。

報告事項を部局別にみると、最も多かったのは選挙管理委員会事務局の４２件で、前述した事務処理にあたり必要な書類の提出を受けていなかったものである。前年度に比べ、選挙管理委員会事務局は４１件、健康福祉部は７件増加している。選挙管理委員会事務局の増加要因は前述のとおりであるが、健康福祉部は調定書、契約関係書類等に決裁がないものや、公印使用承認欄に押印がないもの等による増加である。

（１）項目別年度内訳

年 度 項 目	令和５年度監査		令和４年度監査		対前年度比較	
	件数	構成率	件数	構成率	比較増減	増減率
予 算 執 行 事 務	件 ５	% ４．７	件 ９	% ７．０	件 △４	% △４４．４
収 入 調 定 事 務	９	８．４	６	４．７	３	５０．０
契 約 事 務	１６	１５．０	１７	１３．２	△１	△５．９
財 産 管 理 事 務	１	０．９	１	０．８	０	０．０
備 品 管 理 事 務	６	５．６	０	０．０	６	皆増
補助金等交付事務	１	０．９	６	４．７	△５	△８３．３
諸手当等の支給事務	３	２．８	２	１．６	１	５０．０
行政財産の貸付・ 目的外使用許可事務	１５	１４．０	７２	５６．３	△５７	△７９．２
そ の 他	５１	４７．７	１６	１２．５	３５	２１８．８
計	１０７	１００．０	１２９	１００．０	△２２	△１７．１

（注）構成率等については、四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

(2) 部局別年度内訳

監 査 対 象 部 局	令和 5 年度監査			令和 4 年度監査		
	対象課等 の数	報告事項 のある課 の数	件数	対象課等 の数	報告事項 のある課 の数	件数
市 長 室	3	1	4	2	1	1
政 策 部	3	0	0	3	0	0
総 務 部	5	3	6	5	2	4
市 民 経 済 部	4	3	4	4	3	6
環 境 施 設 農 政 部	8	4	12	6	3	13
健 康 福 祉 部	5	2	16	5	2	9
こ ど も 部	2	2	4	3	2	3
文 化 ス ポ ー ツ 部	3	2	3	3	2	8
街 づ く り 施 設 部	5	3	4	3	2	8
会 計 課	1	0	0	-	-	-
公 平 委 員 会 事 務 局	-	-	-	1	0	0
議 会 事 務 局	-	-	-	1	0	0
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	1	1	42	1	1	1
監 査 事 務 局	-	-	-	1	0	0
農 業 委 員 会 事 務 局	1	1	1	-	-	-
教 育 部	3	2	9	4	2	72
小 学 校 ・ 中 学 校	7	0	0	7	0	0
消 防 本 部 ・ 消 防 署	3	0	0	4	1	1
市 立 病 院	3	1	2	3	1	3
計	57	25	107	56	22	129

(注) 表中の「-」は監査未実施の部局である。また、小学校・中学校については、対象とした学校の数である。

(3) 部局別項目別件数内訳（令和5年度監査）

項 目 部 局	予 算 執 行 事 務	収 入 調 定 事 務	契 約 事 務	財 産 管 理 事 務	備 品 管 理 事 務	交 付 事 務	補 助 金 等	支 給 事 務	諸 手 当 等 の	行 政 財 産 の 貸 付 ・ 目 的 外 使 用 許 可 事 務	そ の 他	計
市長室	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4
政策部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務部	0	0	5	0	0	0	0	1	0	0	0	6
市民経済部	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	4
環境施設農政部	0	0	2	1	0	0	0	0	7	2	2	12
健康福祉部	0	6	2	0	1	0	0	2	4	1	1	16
こども部	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4
文化スポーツ部	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	3
街づくり施設部	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	2	4
会計課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
議会事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	42
監査事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業委員会事務局	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
教育部	0	0	3	0	3	0	0	0	1	2	2	9
小学校・中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防本部・消防署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市立病院	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
計	5	9	16	1	6	1	3	3	15	51	51	107

4 改善事項

令和５年度の改善事項は０件で、前年に比べ３件（皆減）減少した。

5 総括

令和５年度財務監査（定期監査）の文書指導事項は、前年度と比べ指摘事項は７件、報告事項は２２件、改善事項は３件減少し、全体では３２件減少した結果となった。

内容としては、前述した事務処理にあたり必要な書類の提出を受けていないものが４２件で最も多く、当該事務手続きにおいて職員の確認不足により生じたものである。また、調定書や契約決定通知書兼支出負担行為書、公印使用承認欄等に決裁、押印がないものが２２件で、前年度から９件減少しているものの、依然として多く見受けられることから、複数人による必要書類の確認を徹底し、適正な事務の執行に努められたい。

このほか、行政財産の貸付・目的外使用許可事務において、算定を誤り使用料に過不足を生じているものや納入通知書の納入期限を設定していないものなどが散見された。関連する法令を読み解き、その内容等を十分理解・確認した上で事務を執行するよう望むものである。

各部局においては、監査における指導事項に基づいて改善や是正が図られているところであるが、引き続き研修等の実施やマニュアル・手順書等の更なる充実を図るとともに、今後も、関係法令及び財務関係諸規定の十分な理解と、適正な事務を自ら確保する体制の確立に、より一層努めていただきたい。

6 各部局の財務監査（定期監査）結果

○ 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による
監査

- 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約内容は適切か。記載通り履行されているか
 - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
 - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

○市長室

1 監査年月日 令和5年4月27日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、市長室（秘書総務課、広報広聴課、基地対策課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- （1）予算執行に関する事務
- （2）収入調定に関する事務
- （3）契約に関する事務
- （4）財産管理に関する事務
- （5）補助金交付に関する事務
- （6）備品管理に関する事務
- （7）会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- （8）非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- （9）交際費の経理に関する事務
- （10）来庁者への記念品に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○政策部

- 1 監査年月日 令和5年4月27日
- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、政策部（政策総務課、財政課、デジタル戦略課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 基金管理に関する事務
 - (5) 備品管理に関する事務
 - (6) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (8) 寄付金等管理に関する事務
 - (9) 市債台帳の整理に関する事務
 - (10) 予算運用決定に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○消防本部・消防署

- 1 監査年月日 令和5年4月27日
- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、消防本部・消防署（消防総務課、警防課、指令課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - (6) 財産管理に関する事務
 - (7) 備品管理に関する事務
 - (8) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (9) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (10) 交際費の経理に関する事務
 - (11) 消防団員の公務災害補償費支給に関する事務
 - (12) 消防団員の退職報償金支給に関する事務
 - (13) 被服等貸与品貸与に関する事務
 - (14) 給料決定に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○総務部

1 監査年月日 令和5年5月30日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、総務部（総務課、人財課、契約検査課、収納課、資産税課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (6) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (7) 備品管理に関する事務
- (8) 資料複写料徴収に関する事務
- (9) 大和市史等有償刊行物の売り払いに関する事務
- (10) 切手の受払に関する事務
- (11) つり銭、領収印の管理に関する事務
- (12) 給料決定に関する事務
- (13) 期末・勤勉手当支給に関する事務
- (14) 職員手当等支給に関する事務
- (15) 退職手当支給に関する事務
- (16) 児童手当支給に関する事務
- (17) 職員手当等返還に関する事務
- (18) 職員の被服貸与に関する事務
- (19) 育児休業者・休職者の復職時調整に関する事務
- (20) 公務災害補償に関する事務
- (21) 工事請負・委託業務契約に関する事務
- (22) 物品供給契約に関する事務
- (23) 消耗品単価契約に関する事務
- (24) 不要物品の処理に関する事務
- (25) 備品購入に関する事務
- (26) 過誤納金還付に関する事務
- (27) 不納欠損処分に関する事務
- (28) 延滞金の計算及び延滞金の減免に関する事務
- (29) 滞納処分に関する事務
- (30) 県税保管金等に関する事務
- (31) 土地賦課に関する事務
- (32) 家屋賦課に関する事務
- (33) 償却資産賦課に関する事務
- (34) 固定資産税の減免に関する事務

(35) 諸証明等手数料徴収に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(人財課)

職員手当等返還に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

(資産税課)

諸証明等手数料徴収に関する事務において、次の点が見受けられた。

(1) 減額の調定がなされていないものがあった。

(2) 調定金額を誤り、その修正がなされていないものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○市立病院

1 監査年月日 令和5年6月29日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、市立病院（病院総務課、医事課、経営戦略室）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 契約に関する事務

(2) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務

(3) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務

(4) 切手の受払に関する事務

(5) 交際費の経理に関する事務

(6) 診療費用等の徴収に関する事務

(7) 診療費用等の還付に関する事務

(8) 人間ドック料金の徴収に関する事務

(9) 託児料・職員宿舍使用料の徴収に関する事務

(10) 貯蔵品の管理に関する事務

(11) 備品管理に関する事務

(12) 固定資産の取得・処分・減価償却に関する事務

(13) 企業債の整理に関する事務

(14) 被服の貸与に関する事務

(15) 看護師等奨学金貸付・返還免除に関する事務

(16) 給料決定、退職手当支給、育児休業者・休職者の復職時調整に関する事務

(17) 時間外勤務手当・特殊勤務手当支給に関する事務

(18) 出勤票・休暇届に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(医事課)

診療費用等の徴収に関する事務において、医業未収金の金額に誤りがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○環境施設農政部（下水道事業会計分）

- 1 監査年月日 令和5年7月28日

- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、環境施設農政部（下水道経営課、下水道・河川施設課、水質管理センター）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 収入調定に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (4) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (5) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (6) 切手の受払に関する事務
- (7) 備品管理に関する事務
- (8) 下水道受益者負担金賦課に関する事務
- (9) 下水道使用料賦課に関する事務
- (10) 物件設置許可に関する事務
- (11) 指定下水道工事店指定に関する事務
- (12) 排水設備工事に関する事務
- (13) 下水道の占用許可に関する事務
- (14) 企業債の整理に関する事務
- (15) 固定資産の取得・処分・減価償却に関する事務
- (16) 原材料の管理に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

〇こども部

1 監査年月日 令和5年9月27日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、こども部〔こども総務課、ほいく課（緑野保育園、若葉保育園、草柳保育園、福田保育園含む）〕において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 備品管理に関する事務
- (10) 切手・はがきの受払に関する事務
- (11) ひとり親家庭等医療費助成に関する事務
- (12) 小児医療費助成に関する事務
- (13) 未熟児養育医療給付に関する事務
- (14) 保育料徴収に関する事務
- (15) 児童手当支給に関する事務
- (16) 児童扶養手当支給に関する事務
- (17) ひとり親家庭等家賃助成に関する事務
- (18) 給食費用徴収に関する事務
- (19) 学校等災害見舞金支給に関する事務
- (20) 保育施設助成金・補助金交付に関する事務
- (21) 職員給食費徴収に関する事務
- (22) 子育て世帯等への臨時特別給付金支給に関する事務
- (23) 病児保育料徴収・病児保育助成に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

〇小学校・中学校

1 監査年月日 令和5年10月30日（※）

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、大和市立小・中学校〔小学校5校（文ヶ岡、草柳、大野原、西鶴間、大和）、中学校2校（鶴

間、大和)] において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 給食費の経理に関する事務
- (3) 補助金等の経理に関する事務
- (4) 備品管理に関する事務
- (5) 薬品管理に関する事務
- (6) 切手・はがき・図書カードの受払に関する事務
- (7) 出勤票・休暇届に関する事務
- (8) 現金の取扱いに関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○教育部

- 1 監査年月日 令和5年10月30日

- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、教育部（教育総務課、学校教育課、指導室）において次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 物品管理に関する事務
- (6) 財産管理に関する事務
- (7) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (8) 学校施設使用許可に関する事務
- (9) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (10) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (11) 交際費の経理に関する事務
- (12) 備品管理に関する事務
- (13) 時間外勤務手当支給に関する事務
- (14) 奨学金給付に関する事務
- (15) 就学援助費支給に関する事務
- (16) 学校交際費支払に関する事務
- (17) 特別支援教育就学奨励費支給に関する事務
- (18) 切手・図書カードの受払に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(学校教育課)

奨学金給付に関する事務において、奨学生選考基準の要件を超えて、奨学金を支給しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○会計課

1 監査年月日 令和5年11月28日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、会計課において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 証紙受払に関する事務
- (3) 出納員事務引継書に関する事務
- (4) 備品管理に関する事務
- (5) つり銭の管理に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○健康福祉部

1 監査年月日 令和5年11月28日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、健康福祉部（健康福祉総務課、医療健診課、健康づくり推進課、介護保険課、生活援護課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 中国残留邦人等扶助費支給に関する事務
- (6) 基金管理に関する事務
- (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 財産管理に関する事務
- (10) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (11) 備品管理に関する事務

- (12) 保健福祉センター使用料徴収に関する事務
- (13) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (14) 切手・はがきの受払に関する事務
- (15) 給付金支給に関する事務
- (16) 犬の登録手数料徴収に関する事務
- (17) がん患者等ウィッグ購入費助成に関する事務
- (18) 予防接種費用助成に関する事務
- (19) 介護予防ポイント転換金交付に関する事務
- (20) 健康ポイント還元品交付に関する事務
- (21) 介護保険料賦課及び減免に関する事務
- (22) 第三者行為請求に関する事務
- (23) 介護保険サービスに関する事務
- (24) 介護保険高額サービスに関する事務
- (25) 過誤納金還付に関する事務
- (26) 不納欠損処分に関する事務
- (27) グループホーム等家賃助成に関する事務
- (28) 行旅者等援護・法外援護支給に関する事務
- (29) 行旅死亡人所持金の管理に関する事務
- (30) 生活保護費返還金等徴収に関する事務
- (31) 扶助費支給に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○街づくり施設部

1 監査年月日 令和5年12月26日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、街づくり施設部（街づくり総務課、建築指導課、街づくり推進課、道路安全対策課、道路管理課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 市営住宅使用料賦課徴収に関する事務
- (10) 市営住宅敷金の徴収・還付に関する事務

- (11) 市営住宅駐車場使用料徴収に関する事務
- (12) 備品管理に関する事務
- (13) 切手・はがきの受払に関する事務
- (14) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (15) 建築確認申請等手数料徴収に関する事務
- (16) 屋外広告物許可手数料徴収に関する事務
- (17) 換地清算徴収金の管理に関する事務
- (18) 公有財産取得に関する事務
- (19) 自転車駐車場使用料徴収に関する事務
- (20) 放置自転車等移動保管料徴収に関する事務
- (21) 道路占用許可に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○選挙管理委員会事務局

1 監査年月日 令和5年12月26日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、選挙管理委員会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、古木邦明監査委員は、直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 備品管理に関する事務
- (7) 交際費の経理に関する事務
- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (10) 切手・はがきの受払に関する事務
- (11) 公費負担に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(選挙管理委員会事務局)

公費負担に関する事務において、契約書の内容と支払いが相違し

ているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○市民経済部

1 監査年月日 令和6年1月30日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、市民経済部（市民活動課、市民相談課、市民課、産業活性課）において次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、古木邦明監査委員は、直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 備品管理に関する事務
- (10) 基金管理に関する事務
- (11) 諸証明等手数料徴収に関する事務
- (12) 自動車の臨時運行許可手数料徴収に関する事務
- (13) 証紙の管理に関する事務
- (14) 個人番号カード再交付手数料徴収に関する事務
- (15) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (16) 切手・はがきの受払に関する事務
- (17) 預託契約に関する事務
- (18) 大和商工会議所貸付金に関する事務
- (19) 利子補給・信用保証料助成に関する事務
- (20) 計量器定期検査手数料徴収に関する事務
- (21) 企業活動振興奨励金交付に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(市民課)

諸証明等手数料徴収に関する事務において、誤って調定がなされているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により

指導を行った。

○文化スポーツ部

1 監査年月日 令和6年2月27日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、文化スポーツ部（文化振興課、図書・学び交流課、イベント観光課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 基金管理に関する事務
- (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (7) 財産管理に関する事務
- (8) 備品管理に関する事務
- (9) 文化財調査報告書販売に関する事務
- (10) 学校施設使用料徴収に関する事務
- (11) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (12) 切手・図書カードの受払に関する事務
- (13) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (14) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○農業委員会事務局

1 監査年月日 令和6年3月25日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、農業委員会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 交際費の経理に関する事務

- (5) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (6) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (7) 切手の受払に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○環境施設農政部（一般会計分）

1 監査年月日 令和6年3月25日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、環境施設農政部（環境総務課、生活環境保全課、農政課、施設課、廃棄物対策課、下水道・河川施設課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (6) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (8) 備品管理に関する事務
- (9) 基金管理に関する事務
- (10) 切手の受払に関する事務
- (11) 一般廃棄物処理手数料の徴収及び減免に関する事務
- (12) 証紙売りさばきに関する事務
- (13) 家庭污水くみ取り手数料徴収に関する事務
- (14) 家庭し尿浄化槽放流水くみ取り手数料徴収に関する事務
- (15) 被服貸与に関する事務
- (16) 河川占用許可に関する事務
- (17) 財産管理に関する事務
- (18) つり銭・領収印の管理に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

※監査年月日に(※)印があるものは、新型コロナウイルス感染症による影響等を考慮し、
本監査を受検者との対面形式ではなく書面で実施した。

資料 令和５年度財務監査（定期監査）における項目別指摘事項一覧

（１）その他の事務 １０件

部 局 名	所管課名	項目	件数	指摘内容
総務部	人財課	職員手当等返還に関する事務	１件	事務処理を失念し、調定が遅延していた。
総務部	資産税課	諸証明等手数料徴収に関する事務	１件	事務処理を失念し、調定が遅延していた。
総務部	資産税課	諸証明等手数料徴収に関する事務	１件	当初の調定金額を誤り、その修正が遅延していた。
市立病院	医事課	診療費用等の徴収に関する事務	２件	当初の調定金額を誤り、その修正が遅延していた。
教育部	学校教育課	奨学金給付に関する事務	１件	奨学金選考基準を満たしていない者に奨学金を支給していた。
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	公費負担に関する事務	３件	公費負担の対象となる契約金額と異なる金額が支給されていた。
市民経済部	市民課	諸証明等手数料徴収に関する事務	１件	誤ってなされた調定の取消処理がなされていなかった。

第4 行政監査

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第2項の規定による監査
- 2 監 査 対 象 対象事務 現金の取扱いについて
対象部局 当該事務を実施している全部局（13課）
小中学校（7校）
- 3 監査対象期間 各部局の財務監査（定期監査）対象期間と同じ
- 4 監 査 年 月 日 各部局の財務監査（定期監査）年月日と同じ
- 5 監 査 の 方 法 この監査は、大和市監査基準に従い、現金を取扱う事務を実施している部局・小中学校において、現金及び金庫が適切に管理されているか、記録や管理体制が整備されているか等、各部局・小中学校へ調査票を送付し、その回答及びヒアリングにより実施した（財務監査（定期監査）と一体的に実施）。
- 6 主 な 着 眼 点
 - ・現金の取扱い、保管方法は適切か
 - ・金庫へ入金する際の記録簿等は整備されているか
 - ・金庫の鍵の管理、金庫内の実査は適正に行われているか
 - ・金融機関への入金は適切に行われているか
- 7 監 査 結 果

令和5年度の小中学校を除いた監査対象部局26課中、現金の取扱いがあると回答したのは13課であった（50.0%）。なお、詳細については次のとおりである。

・現金の種類

取り扱う現金の種類は、公金と準公金があり、準公金があると答えた課は3課あり、給食費や遠足入場料、協議会等資金のものであった。

現金の種類で一番多いものは、つり銭であり、手数料や使用料、コピー代等の収入がある課では3課を除いて全て手元につり銭を保有していた（10課、76.9%）。また、生活保護事務にかかる費用や緊急援助隊活動費等の前渡金を保有している課は2課であった。

・保管金額

一番多額であったのが税金の収納等がある市民課の中央林間分室で、少額な課は保育料や給食費の徴収が少ない時で数百円の保育園であった。

・記録簿等の作成

金庫等への現金出納の際に、専用の記録簿を作成している課は10課で全体の76.9%であり、また、作成していない課の中には、「独自の記録簿は付けていないが、財務の伝票で代用している」や「翌日入金するため」という回答もあった。

- ・金庫の管理者

金庫の管理者は、課長が11課、主幹（園長）が2課であり、全て主幹以上の管理職が金庫を管理していた。

- ・鍵の管理

鍵の管理は、ほぼ全ての課で鍵の掛かるキャビネットや机の引き出しに保管し、課長、主幹・係長が管理していた。

- ・金融機関への入金

金融機関への入金については、ほぼ全ての課で、入金額の確認を複数人で行っていた。また、入金頻度については、当日の収入は当日中又は翌日の午前中までに金融機関へ入金している課が多かったが、出先機関では週に1回から2回という課もみられた。

小中学校では、これまでも現金の保管、管理体制について学校監査の中で確認してきたところであるが、金庫への入金の際の記録簿は全ての小中学校（7校）で作成しており、頑丈な耐火金庫が設置され、鍵の管理も適切に行われていた。

しかしながら、現金の保有については、補助金等を全額現金で管理している学校が多く見られた。多額の現金を保有していることは、管理の面においてもリスクが高まるため、出来るだけ金融機関に預ける等の管理とすることが望ましい。

以上が監査結果であるが、令和4年度及び令和5年度の2か年で小中学校を除いた監査対象部局の「現金の取扱いについて」監査を実施し、現金の取扱いや保管状況の確認を行った。引き続き、各課においては、現金の取扱いや保管状況、入金の際等の適切な事務処理を行うようお願いしたい。

第5 財政援助団体等監査

財政援助団体等監査は、令和4年度に引き続き、補助金交付団体（毎年500万円以上を交付する団体）については概ね5年に1回、指定管理者については原則として指定期間中（概ね5年）に1回の監査を実施することとした。

1 補助金交付団体

- 監査等の種類 地方自治法第199条第7項の規定による監査
- 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、団体及び所管部局における次に掲げる事務を対象とし、団体の事業に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかを主眼として、抽出により実施した。
 - 団体に関する事項
 - ・ 補助金の経理に関する事務
 - 所管部局に関する事項
 - ・ 補助金交付に関する事務
- 主な着眼点 団体に関する事項
 - ・ 収入、支出の経理は適正か
 - ・ 補助金が対象事業以外に流用されていないか
 - ・ 現金等の管理体制は適切か所管部局に関する事項
 - ・ 助成手続きは適正か
 - ・ 団体に対して適切に指導・監督を行っているか

○社会福祉法人大和市社会福祉協議会

- 1 所管部局 健康福祉部 健康福祉総務課
- 2 監査年月日 令和5年11月28日
- 3 監査結果 団体の事業に係る出納その他の事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○大和商工会議所

- 1 所管部局 市民経済部 産業活性課

2 監 査 年 月 日 令和6年1月30日

3 監 査 結 果 団体の事業に係る出納その他の事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

※古木邦明監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

2 指定管理者

○ 監査等の種類 地方自治法第199条第7項の規定による監査

○ 監 査 の 方 法 この監査は、大和市監査基準に従い、団体及び所管部局における次に掲げる事務を対象とし、施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかを主眼として、抽出により実施した。

団体に関する事項

・ 協定書に基づく義務の履行に関する事務

所管部局に関する事項

・ 指定管理業務の履行確認に関する事務

○ 主 な 着 眼 点 団体に関する事項

・ 協定書に則して、適正に業務が遂行されているか

・ 現金、切手、証紙等の出納・保管・管理は適正か

所管部局に関する事項

・ 履行確認は、報告書等により適正に行われているか

・ 指定管理者に対して適切に指導・監督を行っているか

○大和市コミュニティセンター柳橋会館管理運営委員会

○大和市コミュニティセンター下福田会館管理運営委員会

1 所 管 部 局 市民経済部 生活あんしん課

こども部 こども・青少年課

2 指定管理施設 大和市コミュニティセンター柳橋会館及び柳橋児童館

大和市コミュニティセンター下福田会館及び下福田児童館

3 監 査 年 月 日 令和5年9月27日

4 監 査 結 果 施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○やまとみらい

- 1 所 管 部 局 文化スポーツ部 文化振興課
文化スポーツ部 図書・学び交流課
こども部 ほいく課
- 2 指定管理施設 大和市文化創造拠点
- 3 監 査 年 月 日 令和6年2月27日
- 4 監 査 結 果 施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○シンコースポーツ株式会社

- 1 所 管 部 局 環境施設農政部 施設課
- 2 指定管理施設 大和市柳橋ふれあいプラザ
- 3 監 査 年 月 日 令和6年3月25日
- 4 監 査 結 果 施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。